

10月教育委員会会議録

日時：令和4年10月18日（火） 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和4年10月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。 小崎委員、穎原委員よりよろしくお願いします。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えられるものはありませんので、全ての議題について公開で審議することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、全ての審議について公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第1号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関する、議案第1号について、お諮りします。</p> <p>今回の改正は、7月に公表しました各高校の入学定員に係る規則の改正及び様式の変更が主な内容です。資料①の16ページに改正の概要をお示ししておりますので御覧ください。</p> <p>まず、「1 改正の趣旨」についてですが、（1）にありますように、令和5年度の入学定員の策定等に伴い、所要の改正を行うこと、（2）にありますように、学校教育法施行規則の一部及び高等学校学習指導要領の一部の改正に伴い、所要の改正を行うこと、これらによるものです。</p> <p>次に、「2 改正の内容」についてですが、（1）にありますように、規則にある別表の1のうち、岩国高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改めるとともに、（2）にありますように、規則にある別記第1号様式、別紙及び第2号様式に日本語指導の欄を加えるものです。</p> <p>なお、「3 施行期日」につきましては、令和5年4月1日としています。以上、御審議をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から議案第1号について説明がありましたますが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>今回、日本語指導の欄が加わったということですが、これは想像するに外国籍の学生さんや日本語が苦手な学生さんがいる一定の割合、増えてきたのだと思いますが、山口県の現状はどのような感じなので</p>

<p>高校教育課長</p>	<p>しょうか。</p> <p>佐野委員さんからお示しがありましたように、これは学校教育法の施行規則や学習指導要領の改正に伴うものでございます。内容ですが、日本語の能力に応じた特別の指導を実施して、教育課程に位置付け、単位認定するという制度でございます。本県の県立の高等学校については、該当生徒がいるかということにつきましては、若干名でございます。今現在は、先生方が個別に指導しているということで、そこまでの困難はないという状況でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本県の場合は、外国籍の学生さん向けの特別な入試は設けていないので、そういったことで考えると入試を受けて入学してもらうことが中心になってきますので、現時点であまりないととらえていいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。 それでは、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>去る10月4日に発表いたしました、令和5年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告します。 資料は17ページです。 まず1-(1)の表をご覧ください。表の右上にありますように、2種類の括弧内は、昨年度の数と、第二志願者を含む数を、それぞれ示しています。表の左から2番目の項目の第一次試験免除者数は、表の下の※印1でお示ししておりますように、昨年度の採用試験の第二次試験で合格に至らなかった者のうち、総合評価ランクがA又はBの者、及び、他県における本採用教員で3年以上の勤務経験を有する者について、第一次試験を免除しており、その者の数を表しています。 それでは、表の一番下の「障害者を対象とした選考を含めた合計」の欄をご覧ください。志願者総数は1,065人で、第一次試験合格者数529人に第一次試験免除者111人を加えた640人のうち、613人が第二次試験を受験し、374人を名簿登載予定者としたところ。左から3列目②の第一次試験受験者876人に、第一次試験免除者111人を加えた、採用試験全体の受験者数987人を、名簿登載予定者374人で割った最終倍率は、2.6倍となりました。 次に、18ページの(2)から(7)の表は、教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考ほか、各特別選考の状況を示しており、(1)の表の数値の内数となっています。また、19ページの表では、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部について、教科や科目ごとの名簿登載予定者数や倍率を、お示ししております。以上で、御報告を終わります。</p>

教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>昨日10月17日に議会及び知事に対して行われた「令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要についてご報告いたします。資料①の20ページをお開きください。</p> <p>本年の給与勧告のポイントは、資料上段の枠囲みにありますとおり、一点目は、月例給について、給料表を引上げ改定とされたこと、二点目は、特別給いわゆるボーナスについて、同じく引上げ改定とされたことです。それでは、勧告等の内容のうち、教育委員会に関係する主なものについて、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、第1の「1 職員給与と民間給与との比較」についてです。山口県人事委員会が実施した調査結果では、月例給については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で1,139円、率にして0.32%上回っております。</p> <p>次に、特別給については、民間事業所で支払われた支給割合は4.40月分となっており、職員の現行の年間支給割合である4.30月分を0.1月分上回っております。この調査結果と国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果が、「2 給与勧告の内容」です。</p> <p>まず(1)「本年の給与改定」についてですが、月例給については、民間給与との均衡を図るため、給料表について、職員全体に一定の改定が及ぶこととし、とりわけ人材確保の観点等を踏まえ、初任給や若年層に重点を置いて引上げ改定を行うことが必要とされています。また、特別給については、次ページにありますとおり、民間の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合を年間で0.1月分引き上げることが必要とされています。</p> <p>次に(2)「55歳を超える職員の昇給制度の見直し」についてです。本県の定年を段階的に引き上げることと関係条例が令和5年4月に施行されること等を勘案し、原則55歳を超える職員は特に良好な成績で勤務した場合に限り昇給させることとするよう昇給制度の見直しが必要とされたところです。勧告等の内容のうち、教育委員会に関係する主なものは、以上です。</p> <p>県教委といたしましては、内容を十分検討したうえで、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>令和5年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について御報告いたします。</p> <p>入学者選抜に関する大綱につきましては、6月の教育委員会会議で</p>

	<p>御報告し、7月に公表しておりますが、お手元にお配りしております「県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」、それから、「選考検査問題の作成方針」を、本日午前10時に発表したところであります。</p> <p>それぞれの概要につきましては、会議資料の24ページの1の枠囲みの中にお示しをしております。</p> <p>まず、実施要領につきましては、その要点を「2」の部分にお示しをしておりますが、応募資格、入学定員、選考検査の実施期日等を示したものです。</p> <p>次に、募集要項につきましては、志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものであり、「3」にありますとおり、11月5日（土）に下関中等教育学校で、10月22日（土）に高森みどり中学校で開催します「入学者選抜説明会」において、受検願書と併せて保護者等に配布することとしております。</p> <p>続いて、会議資料25ページの選考検査問題作成方針についてですが、これは「記述式の課題1及び記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものであります。「資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。」など、昨年からの変更はありません。以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和4年11月24日（木）午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>以上で10月の教育委員会会議を終わります。</p>